

## 令和5年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年10月3日(火) 午後2時00分から午後3時00分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ、津田 誠
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	第48号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第49号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第50号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第51号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第52号 土地現況確認申請書(非農地)の承認について 第53号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、2番、津田誠委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。 これより令和5年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、8番近藤辰夫委員、9番奥村武司委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第48号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の

設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第2、議案第48号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、贈与による所有権移転4件です。

受付番号1番は、美濃加茂市の方と土田の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は自らが所有する農地に隣接する申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

譲渡人の住所が、登記の住所と異なるため、登記の住所変更の手続きを行っています。

このため、住所変更登記の完了後に、3条の許可を出すこととなります。

受付番号2番は、塩河の方と塩河の方との間における贈与による所有権移転です。

塩河地内において、譲受人は自らが所有する農地に隣接する申請地を取得して営農の効率化を図るとのことです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、広見の方と広見の方との間における贈与による所有権移転です。

広見地内において、譲受人は父親の所有する申請地を取得して新規就農するとのこととです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号4番は、笠松町の方と兼山の方外1名との間における贈与による所有権移転です。

兼山地内において、譲受人は弟が所有する申請地を取得して新規就農するとのこととです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

土田上町にある農地で、周囲の農地を譲受人が所有、耕作しており、栗の木を植えて農地として管理される計画で、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、塩河をお願いします。

柴田委員

農業委員7番の柴田から現地確認の報告をします。

塩河西洞地内にある農地です。譲渡人は高齢となり管理ができないため、隣接農地を所有、耕作する譲受人が贈与により取得し、農地として営農を継続されるので、問題ないと思います。譲受人はお寺の住職で譲渡人は檀家です。

議長

受付番号3番、広見をお願いします。

玉田委員

農業委員12番の玉田から現地確認の報告をします。

広見乗里地内にある農地です。譲渡人である親が高齢となり耕作管理できないため、譲受人である息子へ贈与する申請で、農地として管理されますので、問題ないと思います。

議 長 受付番号4番、兼山お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

兼山地内にある農地です。譲渡人である弟が相続により取得しましたが、遠方に居住しており、実際に農地を管理していて、兼山に居住する譲受人である兄が贈与により取得して農地の管理を継続されますので、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

委員 議案第48号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】

委員 異議ないものと認め、議案第48号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、離れ、倉庫、及びカーポートの敷地にするとのこと。立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず現状と変更なしとのこと。敷地の一部を昭和36年頃から倉庫及びカーポートの敷地として使用していたため、始末書が提出されています。未登記建物の登記に伴う敷地調査により違反転用が判明したことから、是正のため転用申請書が提出されたものです。

受付番号2番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、共同住宅2棟を建築するとのこと。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのこと。都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

本案件は、開発基準協議が必要な案件であるため、農地転用許可日は、開発協定書の締結後となります。

受付番号3番は、大森の方が農地転用の許可を求めるもので、大森地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、車庫を建築するとのこと。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないということです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのこと。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、下恵土をお願いします。

中村委員 農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、下恵土宮瀬地内の申請者が居住する自宅の周辺農地です。

以前より離れや倉庫、カーポートとして使用していたため始末書が提出されています。

現況のままでの使用で、周辺農地への影響もありませんので、問題ないと思います。

受付番号2番は、下恵土可児駅西の新たに整備された道路に隣接する農地です。

共同住宅2棟を建築する計画で、隣接者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、大森お願いいたします。

伊藤委員 農業委員10番の伊藤から現地確認の報告をします。

大森吹ケ洞地内の農地で、自宅に隣接する農地に車庫を建築するための転用申請です。

隣接者への説明も済み、雨水の排水は既設排水路への排水です。

周辺に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第49号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第49号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

なお、受付番号6番の案件が、日程第5、議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号1番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第50号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 9 件、贈与による所有権移転 1 件の合計 10 件です。

日程第 5、議案第 51 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。

申請の内訳は、事業計画変更に伴う、売買による所有権移転 1 件です。

5 条、受付番号 1 番は、東京都中野区の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して 9 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。

本案件は、開発基準協議が必要な案件であるため、農地転用許可日は、開発協定書の締結後となります。

受付番号 2 番は、川合の方と下呂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 3 番は、下恵土の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、2 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 4 番は、下恵土の方と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、11 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、事前協議中です。

平成 22 年の相続以前から、敷地の一部を住宅用地として使用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、開発基準協議が必要な案件であるため、農地転用許可日は、開発協定書の締結後となります。

受付番号 5 番は、土田の方と土田の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求

めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して農業用倉庫の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのこと。

平成8年4月頃から、敷地の一部を農業用倉庫の敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

今回申請のあった農業用倉庫については、譲受人が所有する隣接農地の一部も建設敷地となっているため、是正するよう指導しています。

受付番号6番は、名古屋市瑞穂区の法人と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

事業計画変更、受付番号1番の案件との同時申請となります。

事業計画変更、受付番号1番は、名古屋市瑞穂区の法人と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

当初事業計画者は、転用許可後に所有権移転登記を済ませ、宅地造成までしましたが、事業継承者から一般個人住宅の建築敷地としたいとの強い要望があり、これに応じたこととしたとのこと。

5条、受付番号6番の案件との同時申請となります。

受付番号7番は、東帷子の方と東帷子の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、駐車場及び離れを建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

受付番号8番は、塩の方と塩の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第2種農地と第3種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、羽崎の方外1名と瀬田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

令和5年9月初旬、転用許可前に申請地を駐車場敷地として造成したため、始末書が提出されています。

受付番号10番は、中恵土の方外3名と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、建築条件付きで4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、川合お願いします。

大澤委員

農業委員2番の大澤が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番は、川合地区センター東にあります元住宅敷地と周辺農地を一体利用地して、9棟の分譲住宅を建築する申請です。

一部農地は区画整理地内で、周囲に農地はありません。開発協議が必要な案件で、関係する担当との協議が進んでいると事務局から報告もあり、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、川合地内の市道から入り込んだ赤道と開発道路に接する農地で、譲渡人が高齢となり耕作管理できないため譲受人が購入して一般住宅を建築するための転用申請です。赤道は狭く乗り入れができないため、南側の開発道路を利用しての出入りとなります。周囲にはコンクリートブロックを積み、近隣農地への被害防除もされますので、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号3番、4番、下恵土お願いします。

中村委員

農業委員3番の中村が受付番号3番の案件について報告します。

受付番号3番は、下恵土地内めぐみ保育園の西側にある農地です。譲渡人は、高齢となり近年は耕作放棄地となっています。東側に土地改良水路があり、雨水の排水先となりま

す。周囲にはクリートブロックを積まれ、周辺農地への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号4番の案件について報告します。

受付番号4番は、下恵土ですが、場所は今渡鳴子公園東にある農地です。相続により取得されましたが、以前より住宅や温室が建築されており始末書が提出されています。

周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号5番、6番及び事業計画変更受付番号1番、土田お願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号5番、6番及び事業計画変更受付番号1番の案件について報告します。

受付番号5番は、土田井ノ鼻地内の農地で、既に農業用倉庫が建築されており、始末書が提出されています。既存の倉庫は、譲渡人の農地と譲受人の農地に建築されており、今回の申請で所有権移転し、譲受人所有農地については、是正指導を行い、分筆後に4条申請が提出される予定です。今回申請では既存のままですから、問題ないと思います。

受付番号6番及び事業計画変更受付番号1番は、同一地ですから併せて報告します。

当初事業計画者は、造成工事で周囲にコンクリートブロックを設置したが、隣接住宅居住者が息子の住宅を建築したいと強い要望があり、これに応じることとなった案件です。

上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

議長

受付番号7番、東帷子お願いします。

勝野委員

農業委員5番の勝野が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、東帷子地内の農地です。隣接地に居住する譲受人が購入して駐車場及び離れを建築する申請です。周囲に農地はありませんし、雨水は道路側溝への排水、離れは、上下水道を利用しないため、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号8番、塩お願いします。

山本(富)委員

農業委員6番の山本が受付番号8番の案件について報告します。

受付番号8番は、春里小学校北の農地を転用して住宅を建築するための申請です。雨水排水は、西側の土地改良区排水路、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号9番、瀬田お願いします。

玉田委員

農業委員12番の玉田が受付番号9番の案件について報告します。

受付番号9番は、瀬田地内の農地です。隣接の住宅居住者が駐車場として利用する申請です。既に埋立てに着手していたため始末書が提出されています。南側水路への土砂流出対策として擁壁が出来ており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号10番、中恵土お願いします。

三宅委員

推進委員9番の三宅が受付番号10の案件について報告します。

受付番号10番は、可児工業高等学校第2グラウンド東の農地3筆を4区画に宅地分譲する転用申請です。北側及び西側、南側に農地があるため、L型擁壁を設置して土砂等の被害防除をされます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されています。

隣接者への説明、土地改良区の同意、水路管理者の排水同意もあり、転用されても、問

	議 長	題ないと思います。
	中 村 委 員	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
	事 務 局	説明資料の一般基準判定に土地改良区の同意の欄があるが、可児土地改良区と土地改良管理組合の区域があり、管理組合の同意があった場合もありで記載されていますか。
	議 長	土地改良区、土地改良管理組合の同意がある場合に、ありとして記載しています。
	鈴木(好)委員	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
	事 務 局	受付番号 8 番の案件について、隣接する農地を一体利用地するのに第 2 種農地と第 3 種農地となるのはなぜですか。
	議 長	第 2 種農地と第 3 種農地の判断基準について説明。総会終了後の勉強会で資料を用いて詳しく説明します。
	伊 藤 委 員	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
	事 務 局	同じく 8 番の案件について、北側に農地がある様だが、隣接所有者への説明は必要ないですか。
	議 長	北側農地の所有者は、譲渡人であり、必要はありません。
	委 員	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
	議 長	【意見・質疑なし】
	委 員	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
	議 長	議案第 50 号及び議案第 51 号について、それぞれ原案のとおり、許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
	委 員	【異議なしの声多数】
	議 長	異議ないものと認め、議案第 50 号及び議案第 51 号は、原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。
	議 長	続きまして、日程第 6、議案第 52 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。
	事 務 局	それでは、事務局に説明を求めます。
	議 長	日程第 6、議案第 52 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
	三 宅 委 員	今月の申請は、1 件です。
	議 長	受付番号 1 番は、中恵土の方が所有する中恵土地内の畑です。
	三 宅 委 員	該当農地は、昭和 35 年頃まで耕作していましたが、昭和 35 年頃に事務所を建築し、隣接する工場と一体利用を開始し、現在に至るとのことです。
	議 長	只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。
	三 宅 委 員	受付番号 1 番、中恵土をお願いします。
	議 長	推進委員 9 番の三宅が受付番号 1 番の案件について報告をします。
	三 宅 委 員	受付番号 1 番は、中恵土の土地で、事務局から説明がありました様に昭和 35 年に事務所が建築され宅地として利用が開始され、現在に至るとのことで、非農地として、問題ないと思います。
	議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございま

せんか。

奥田委員 建物が建築されている案件でも、転用申請が提出される案件と非農地証明で処理する案件があるが、判断基準等はあるのですか。

事務局 判断基準は、20年以上非農地として利用している公的証明があれば、非農地証明申請として受理し、公的証明がない案件については、転用申請書を提出するよう判断して、指導しています。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第52号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第52号は原案のとおり、承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第7、議案第53号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第53号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

議長 今月の申請は、1件です。

議長 受付番号1番は、下切の方と下切の方との間での再設定の使用貸借権の設定です。

議長 下切地区内の該当農地について、令和10年10月までの5年間、利用集積を図るものです。

委員 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第53号について、原案のとおり、承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第53号は原案のとおり、承認し、市に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

事務局 1. 農地の適正管理の9月指導分について報告します。

事務局 別添資料1をご覧ください。(件数10件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の9月届出分です。届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の9月届出分です。届出はありませんでした。

4. 9月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

2件の届出がありました。

田 2筆 1,316.00 m<sup>2</sup> 畑 2筆 432.00 m<sup>2</sup> 合計 4筆 1,748.00 m<sup>2</sup>

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は10月27日の金曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第12回農業委員会総会は、令和5年11月2日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議

長

これをもちまして、令和5年第11回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。